

福岡県立大学における障害等のある入学志願者受け入れのための事務処理要項

1 趣 旨

この要項は、本学への入学を志願する障害者等が大学、学部等において受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、特別に措置する事項等について定めるものとする。

2 受け入れの基本方針

本学は可能な限り、障害等のある学生を受け入れるという方針を持ち、障害者等の受験、学習及び生活環境の整備に努めるものとする。

3 入学志願者との事前協議

本学に入学を志願する者で、受験上及び修学上特別な配慮を必要と判断する者は、あらかじめ本学に申し出るものとする。

(1)事前協議の方法

申し出は、本学所定の志願者事前協議申請書（医師の診断書等を添付）によることとし、さらに特別な協議が必要と認められる者については、日時、場所を指定し、志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者との面談を行い、入学試験の方法及び通学方法、大学施設、カリキュラム、授業方法等修学上の事項について十分協議するものとする。

区 分	日 時	受 付
推薦入試 一般入試	試験毎に定める日	福岡県立大学 教務入試班

(2)入学試験の方法

原則として、一般志願者と同じ科目、内容等で実施するものとする。

ただし、障害等の種類及び程度に応じ、次のような特別措置をとることができるものとする。

障害等の種類		措置区分	解答方法	試験時間	試験室	その他
視覚 障害	点字による教育を受けている者		点字による解答	1.5倍	別 室	点字機器の持込使用
	弱視者で良い方の眼の矯正視力が0.15以下		一般志願者と同じ	1.3倍	別 室	拡大文字問題の配布 拡大鏡持込
聴覚 障害	両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者		同 上	一般志願者と同じ	別 室	手話通訳者の付与、 注意事項の文書伝達
肢体 不自由	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者		同 上	1.3倍	別 室	介護者の付与
	上下肢の機能障害が著しい者		同 上	1.3倍	別 室	介護者の付与
病弱	心臓、肝臓疾患等の状態が6か月以上の医療・生活規則を必要とする程度の者又は、これに準ずる者		同 上	一般志願者と同じ	別 室	
発達 障害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため特別な措置を必要とする者		同 上	1.3倍	別 室	注意事項の文書伝達 試験室入口までの付 添者の同伴
その他	上記の者以外で特別な措置を必要とする者		同 上	一般志願者と同じ	別 室	トイレに近い試験室で 受験 座席を試験室の出入口に近いところに指定

(3)特別措置の決定

事前協議の申請があった場合は、その内容を審査し、それぞれの障害等の種類に応じ、特別措置を決定するものとする。決定した特別措置は通知するものとし、志願者はこの通知書を試験日当日、試験場に持参するものとする。

(4)面談及び措置決定者

医師免許を持つ教員、入試部会長、入試副部会長、入試小部会長、看護学部長または志望学科の学科長、教務入試班長とする。